

連続立体交差事業に関する 客観的評価指標(案)について

平成15年10月7日

国土交通省 都市・地域整備局 街路課

客観的評価指標(案)の考え方

連続立体交差事業は、街路事業の一環として実施されるものであるが、次の幅広な効果を有する。

踏切に起因する交通渋滞や事故の解消

鉄道と交差する道路の整備促進

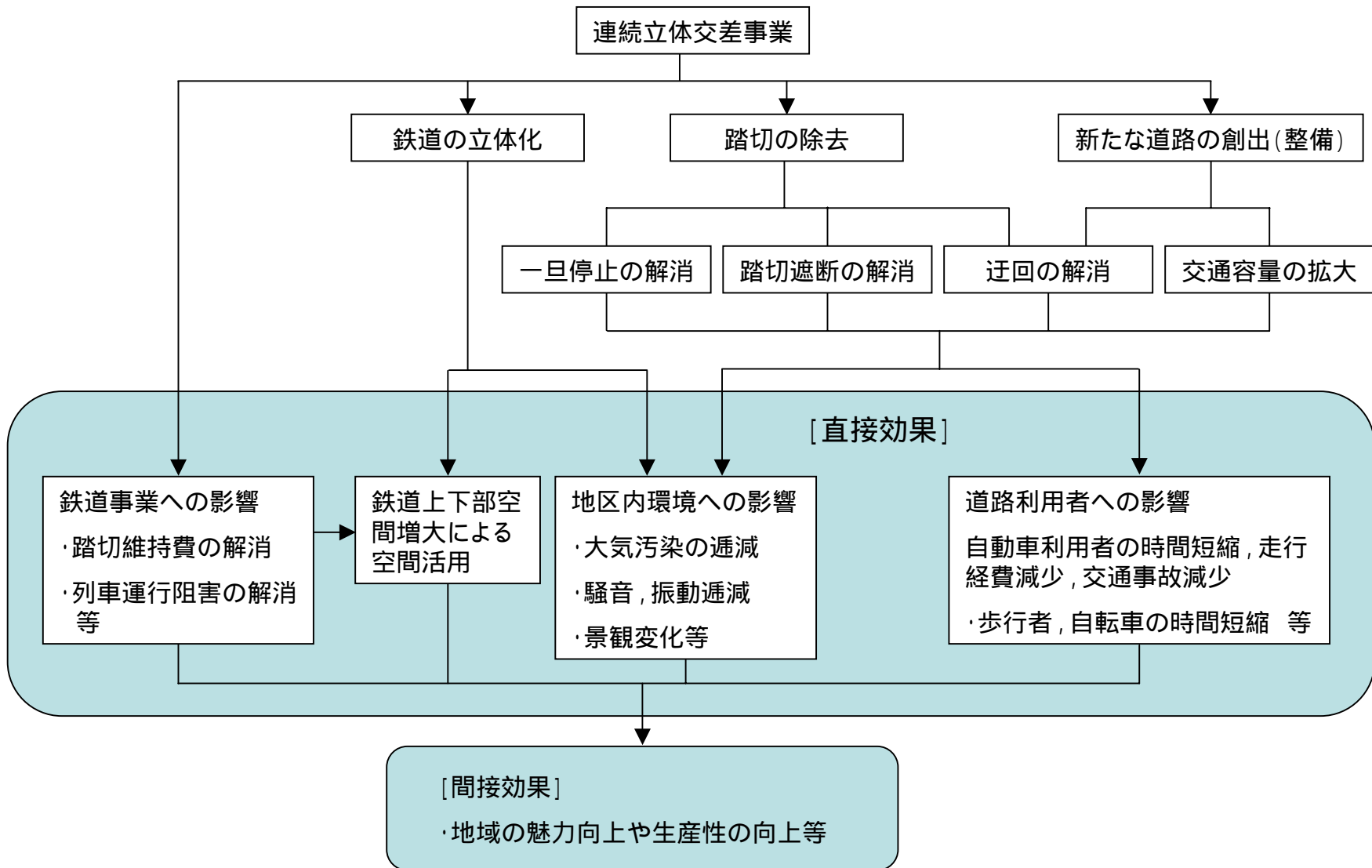
鉄道によって分断されていた市街地の一体化

周辺地域の土地の高度化と高架下の有効利用

鉄道施設の改良による利便性の向上

したがって、街路事業の客観的評価指標をベースとしながらも、以下の項目について追加、修正等を行う。

- 1．連立事業として特に評価が必要と思われる項目を追加
- 2．一部、連立事業の特性に合わせた表現に修正
- 3．連立事業に馴染まない項目を削除



連立事業による効果の波及フロー

連続立体交差事業として特に評価が必要な項目

連続立体交差事業には道路・街路整備だけでは得られな独自の便益や特に評価すべき指標として以下のようなものがある。これらについては、客観的指標に盛り込み評価する。

まちづくり関連事業効果の例

- ・ 貨物施設等の跡地利用や高架下空間の創出
- ・ 駅周辺整備（駅ビル、駅前広場等）と併せて実施することによる都市拠点の形成 等

鉄道利用者の便益の例

- ・ 他の鉄道事業（鉄道の線増事業や新幹線整備等）と一体的に実施することによる鉄道利用者の利便性向上
- ・ 駅のバリアフリー化 等

特に弊害の大きい踏切の解消等

- ・ 過度に連坦した踏切の除却が期待される。 等